地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 ≻殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年8月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012中(47)を(50)とし、(2)から(24)を(3)から(25)とし、(25)から(46)を(28)から(49)とし、(1)及び(25)の次にそれぞれ次のように加える。

- (2)「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- (26) マイコプラズマ抗原定性
 - ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「DO12」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
 - イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体 半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもの のみ算定する。
- (27)「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	D 0 1 2 感染症免疫学的検査
(1) 略	(1) 略
(2)「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定	
量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主た	
<u>るもののみ算定する。</u>	
	_ <u>(2)</u> ~ <u>(24)</u> 略
(26) マイコプラズマ抗原定性	
アーマイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を	
目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫 学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点	
安の便量の「21」インクルエンリリイルへ加原定性の所定点 数に準じて算定する。	
<u> </u>	
コプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併	
せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
(27)「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併	
せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
(28) \sim (50) 略	$(25) \sim (47)$ 略